

令和3年度都道府県・政令指定都市 犯罪被害者等施策主管課室長会議

「地方公共団体における被害者支援を
充実させるために
—第4次犯罪被害者等基本計画を踏まえて—」

伊藤富士江（上智大学）

本日の内容

1. 犯罪被害者に対する支援の発展経緯
2. 「第4次犯罪被害者等基本計画」の策定
に関わって…
3. 被害者支援の現状と課題—調査結果を
もとに
4. 被害者支援のさらなる充実に向けて

「犯罪被害者支援」の発展経緯

昭和55年5月 犯罪被害者等給付金支給法 成立

平成16年12月 **犯罪被害者等基本法** 成立

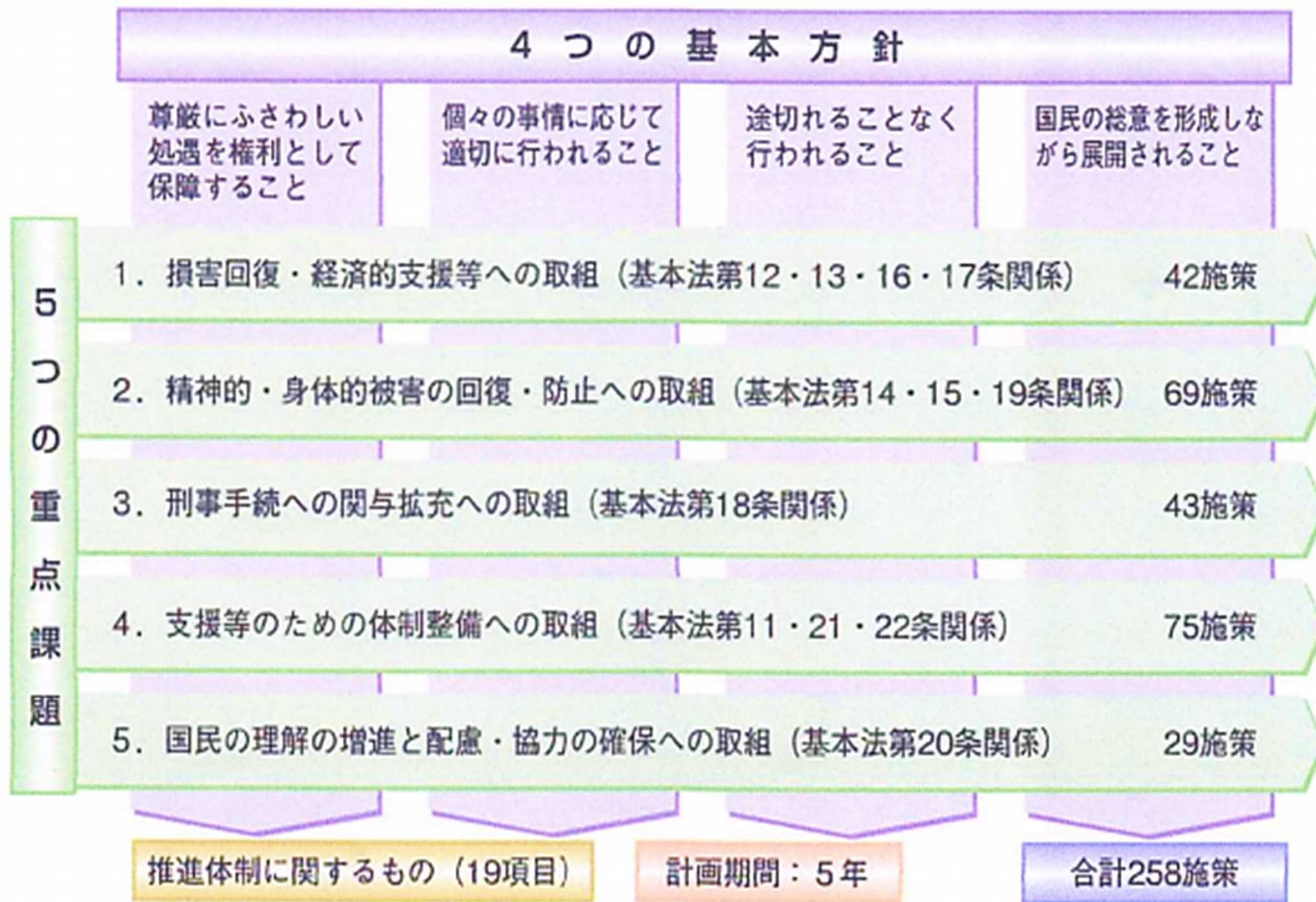
平成17年12月 基本法に基づき
犯罪被害者等基本計画 策定
→ 258施策

平成23年4月 第2次犯罪被害者等基本計画 施行

平成28年4月 第3次犯罪被害者等基本計画 //

令和 3年4月～ 第4次犯罪被害者等基本計画 //

「権利」を求めた時代 → 「ニーズ」を満たす時代へ



出所：『平成18年版犯罪被害者白書』

◆ 第1次・第2次基本計画 の下で:

■ 損害回復・経済的支援等の取組

- 犯罪被害給付制度の拡充
- 損害賠償命令制度の創設

■ 刑事手続への関与拡充

- 被害者参加制度の創設

◆ 第3次基本計画の下で:

- ✓ **犯罪被害給付制度の一層の拡充**(重傷病給付金の給付期間の延長、仮給付金の額の制限の見直し、幼い遺児がいる場合における遺族給付金の額の引上げ及び親族間犯罪における減額・不支給事由の見直し)
- ✓ 平成30年7月までに**カウンセリング費用の公費負担制度が整備**
- ✓ 同年10月までに**性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが全ての都道府県に設置**
- ✓ 平成31年4月までに**被害者等のための総合的対応窓口が全ての地方公共団体に設置**
中長期的な**生活支援**が強調され、社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士等の**専門職の活用**

基本計画はどのように策定されていくか

- ◆基本法に基づく「犯罪被害者等施策推進会議」
「基本計画策定・推進専門委員等会議」



11名の構成員(内、ご遺族3名)と
関係府省庁の責任者が集まって
議論・検討



会議前に資料が送付され、意見・質問を提出
会議の内容は警察庁のウェブサイト「犯罪被害者等施策」で公開
(議事次第・配布資料、議事要旨、議事録)

第4次基本計画の策定プロセス

- 郵送やインターネットを通じて、第3次基本計画の見直しに関するパブリックコメントを募集し、民間の被害者団体や支援団体等から個別に要望意見を聞き取った。➡148名・75団体から約**530項目の要望意見**が寄せられ、それら意見を精査・検討し同基本計画案文を作成。
- さらに、その計画案文についてパブリックコメントを募集 ➡ 41名・12団体から約330件(重複を除くと**254件**)の**意見**があり、第4次基本計画に盛り込むべき事項について議論を重ねて策定。

「第4次基本計画」でもこの枠組みを維持

- **基本方針** [4つの基本方針]
- **重点課題** [5つの重点課題]
 - ① 損害回復・経済的支援等への取組
 - ② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
 - ③ 刑事手続への関与拡充への取組
 - ④ 支援等のための体制整備への取組
 - ⑤ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組



- 計279施策➡ 第3次基本計画をさらに充実させる内容
- 近年の事件(被害状況)を踏まえた新たな対応策
 - 犯罪被害者等に対する配慮が一層細かく入る

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

[] 施策番号 再掲あり

- **ワンストップ支援センターの体制強化** [59～63]
 - ワンストップ支援センターにおける24時間365日対応化や拠点病院の整備促進、地域連携体制の確立 など
 - **障害者や男性等を含む**様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、施策を検討
- **児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等** [92～98]
 - **配偶者暴力相談支援センター等の配偶者からの暴力への対応機関と児童虐待への対応機関との連携・協力を推進** など
- **職員等に対する研修の充実等** [106～119]
 - 警察において、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び被害者支援を推進するため、**男性や性的マイノリティ**が被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施 など

第3 刑事手続への関与拡充への取組

- 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実 [154~158]
- 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実 [159~162]
- 犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正についての検討 [163]

第4 支援等のための体制整備への取組

- 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進 [166]
 - 警察において、地方公共団体における**条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等**に資する協力を行う。
- 学校内における連携及び相談体制の充実 [211~212]
 - 犯罪被害に遭った児童生徒、**その兄弟姉妹である児童生徒**及びその保護者の相談等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、教育相談体制を充実。また、教職員指導力の向上に努める。
- 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実 [213]
 - 学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会、**犯罪被害者等早期援助団体等**の関係機関・団体等との連携・協力を充実・強化する。

第4 支援等のための体制整備への取組

最近の事件を反映

- SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化 [194]
- 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進 [183]
 - (上記)メンバー間の連携及び相互の協力を強化し、生活再建、医療、裁判等多岐にわたる分野について、死傷者が多数に及ぶ事案等を想定した実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。

ここから後半の話になります

被害者支援の現状と課題

文部科学省所管日本学術振興会科学研究費
助成による調査研究を実施



調査結果をもとに、被害者支援において
求められること=ポイント／提案

※倫理的配慮:調査では、研究代表者の本務校である「上智大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」の承認を得た。調査協力が自由意思によるものであることを明確にし調査を実施した。

実施した調査は：

- A) 民間被害者支援団体の利用に関する調査
(2014年)
- B) 地方公共団体における犯罪被害者支援総合的対応窓口の調査 (2016年)※
- C) 多機関連携に関する調査(2017年)
- D) 「被害からの回復」に関する犯罪被害者調査(2020年) ➡ 現在分析中

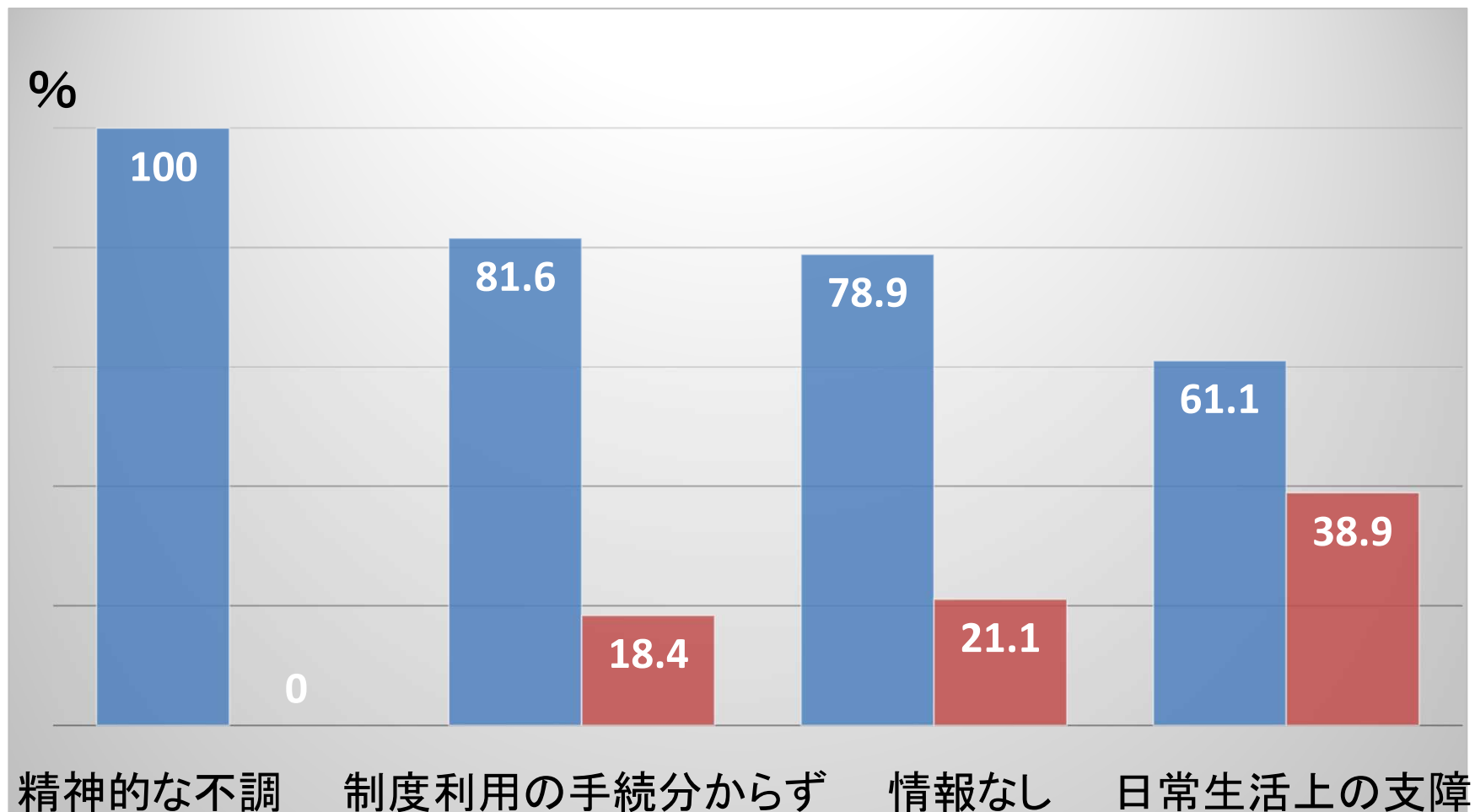
※B)の調査結果は、平成28年度都道府県・政令指定都市主管課室長会議で報告しています。

A) 民間被害者支援団体(支援センター)の 利用に関する調査

- 目的: 支援センターを利用した**被害当事者**
の視点から支援内容と課題を明らかにする
- 方法: 全国被害者支援ネットワークに加盟する支援センターを通じて質問紙調査を依頼
➡ 40名から(無記名)回答
- 調査期間: 2014年6月～8月

相談した当初に感じていた困難(一部)

■ はい ■ いいえ



被害者の要望

支援センターへの評価と感謝がある一方で

被害者のための
情報不足

- 被害者が利用できる制度について、「そういう制度がある」ということを知らないと利用できない。

生活支援が
必要

- 家事も身の回りのこともできなくなったので、訪問援助があると助かる。
- 例えていうなら、デイサービスを利用するようなものがあると有難いと思う。

支援センター
だけでは不十分

- 遠方の支援センターに行く負担を減らしてほしい。自宅より遠距離であり、出向くことが精神的負担だった。

A調査の自由記述から

被害者の声

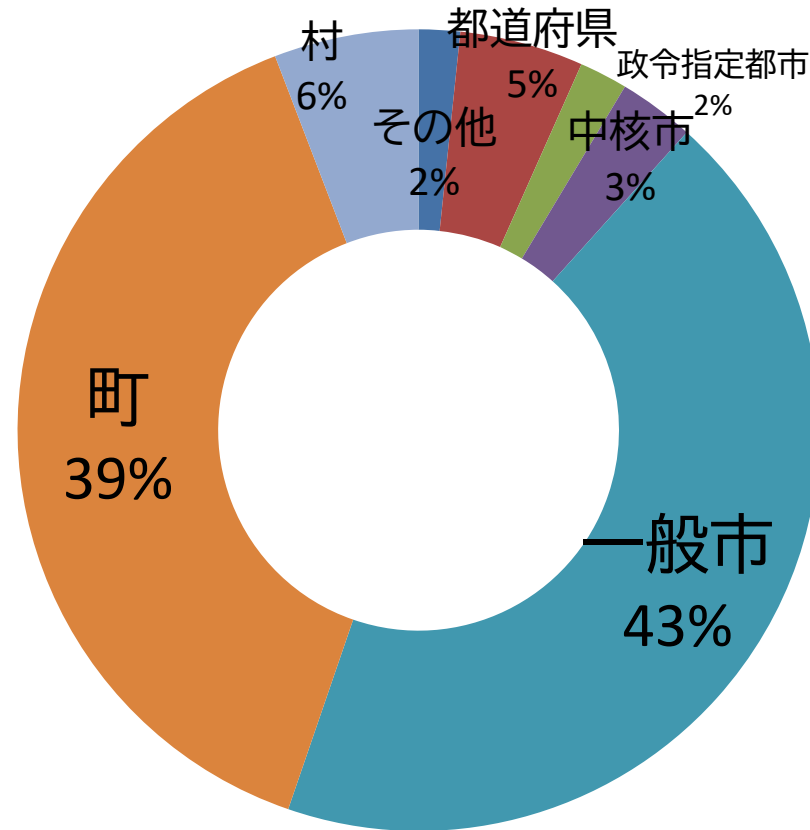
- 「犯罪被害に遭うと、その日を境に生活が一変する。
突然、**まっ暗な荒れ狂う海**に放り込まれたようなもの」
- 「ある日突然に出会う為、日常生活が破カイ（※ママ）
され、何も考えること、することが出来なくなった。廻り
の人達が各々の考えでアドバイスしてくれたが、後で思
い返すと、みんな勝手な事を言い、それに私自身が
ただ振り廻されていた感じ……」

B) 地方公共団体における犯罪被害者等総合的対応窓口の調査

- 目的: 対応窓口の実態と課題を明らかにする
- 対象: 都道府県・市区町村における対応窓口の担当者
- 方法: オンライン調査等 ➡ 364件の回答
- 調査期間: 2016年2月～3月

※大岡由佳氏(武庫川女子大学)を中心とする「犯罪被害者等暮らし・支援検討会(くらし(・)えん)」との共同調査

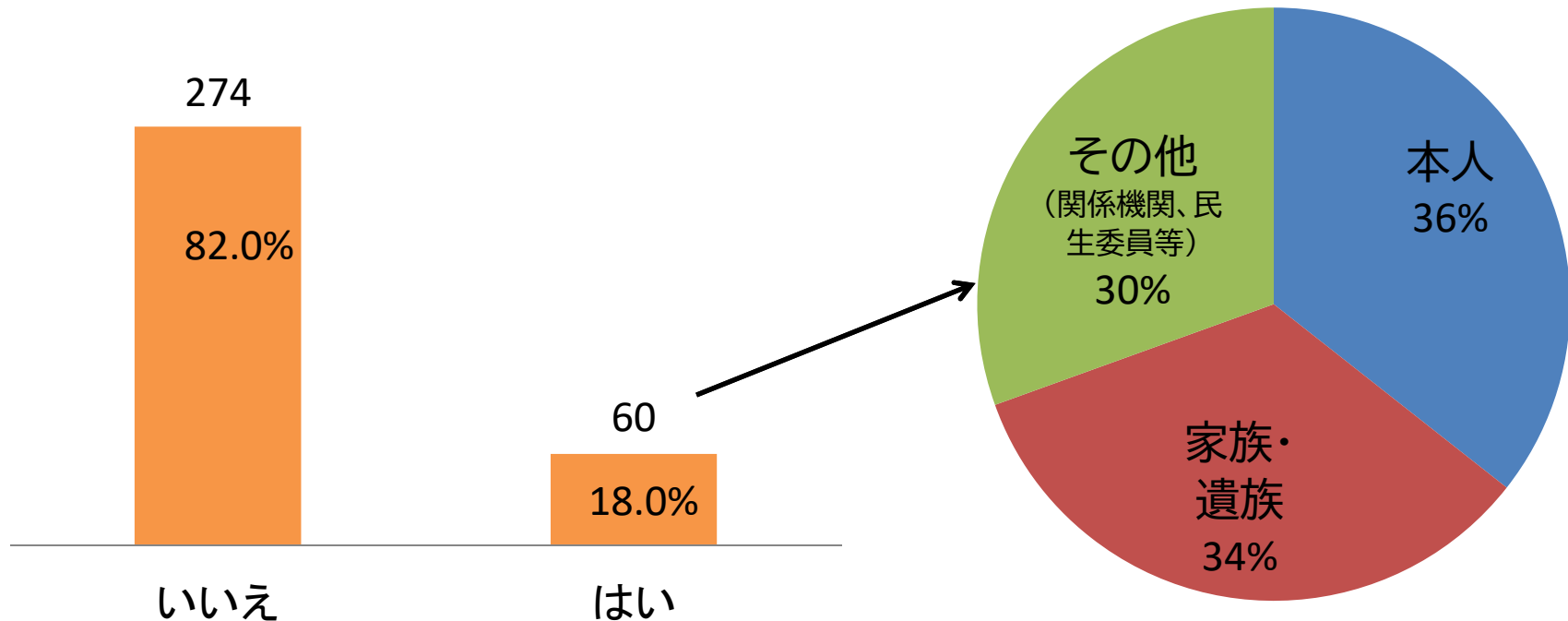
回答のあった地方公共団体の区分



一般市が1番多く(157か所)、町が2番目(140か所)

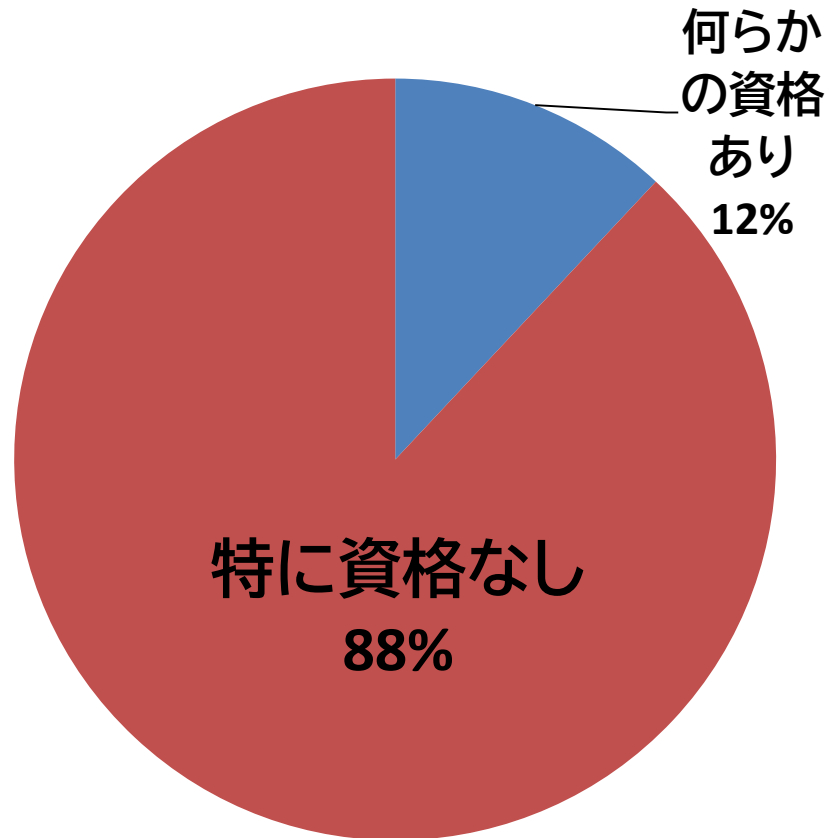
相談件数

- 「総合的対応窓口において、過去おおよそ1年間（2015年4月1日～2016年2月末日）に犯罪被害にかかわる相談はありましたか」



過去1年間、窓口で相談があったところは約2割

窓口担当職員の資格状況



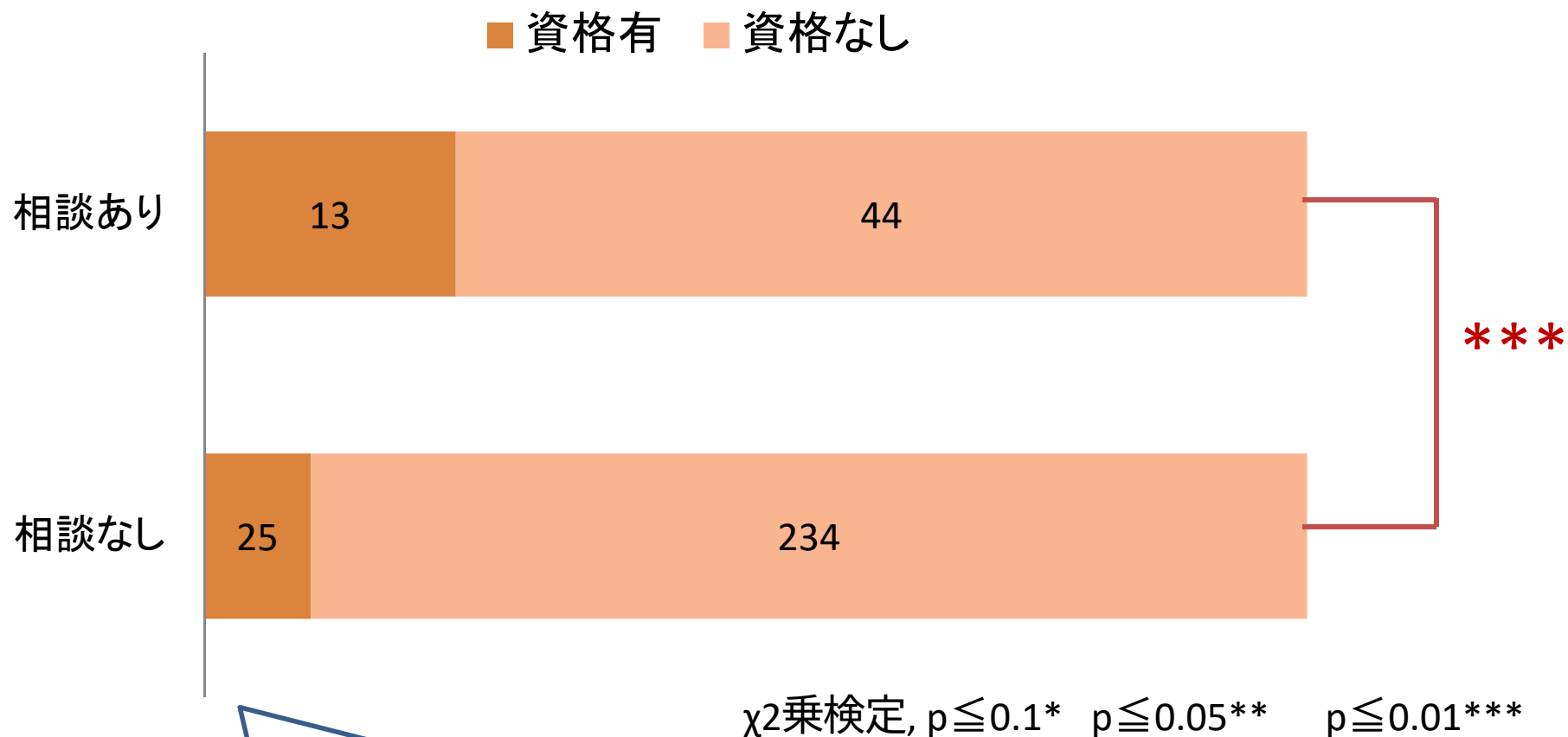
- 何らかの資格あり
(重複あり) **38件(12.0%)**

<内訳>

- 保健師 5件(1.6%)
- 社会福祉主事 9件(2.8%)
- 社会福祉士 9件(2.8%)
- 精神保健福祉士 8名(2.5%)
- 臨床心理士 2件(0.6%)
- その他 21件(6.6%)

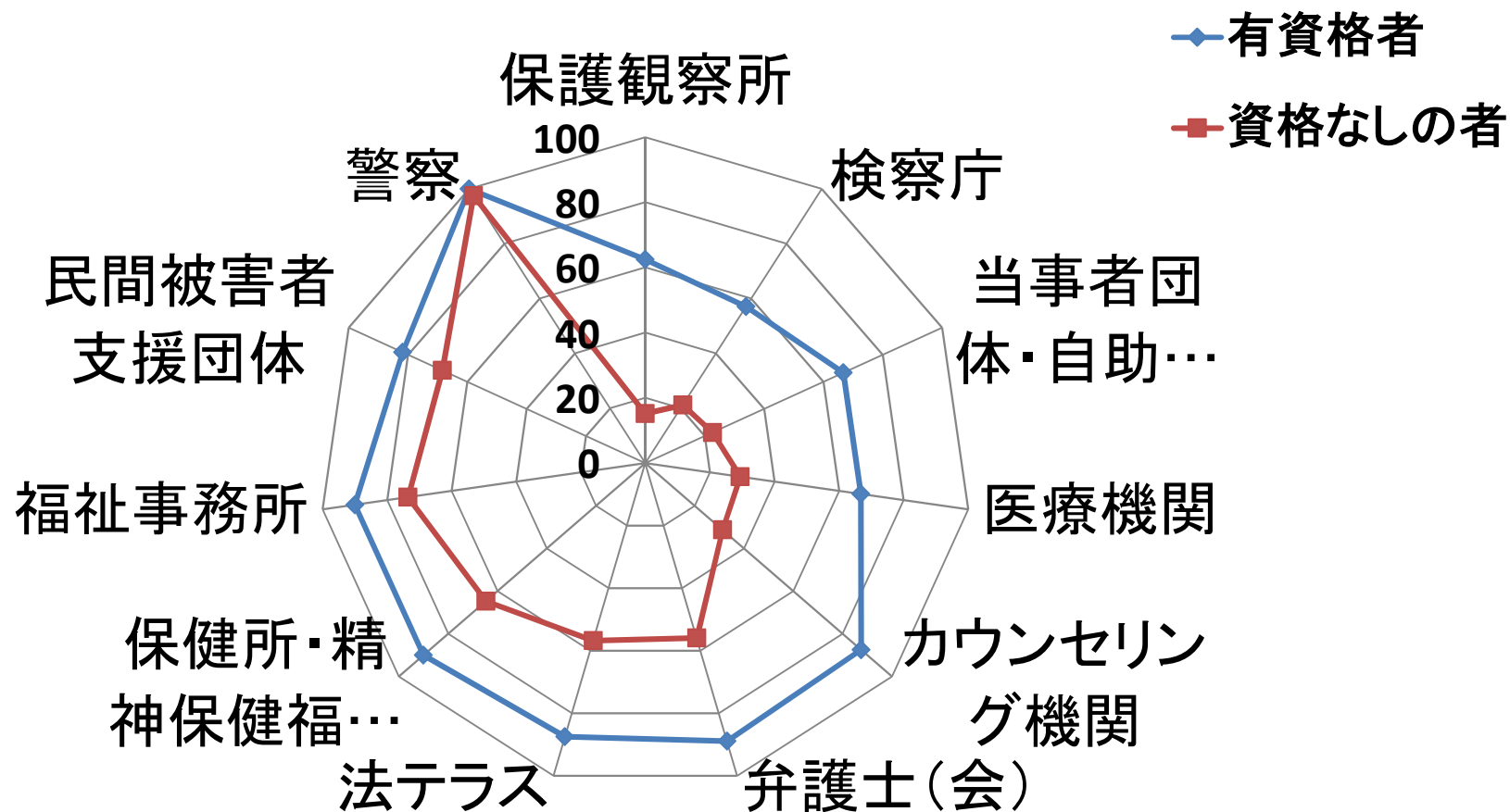
対人援助職の資格等を有する担当職員は約1割

担当者の資格と相談の有無



対人援助職の有資格者が配置されている窓口は「相談あり」の傾向

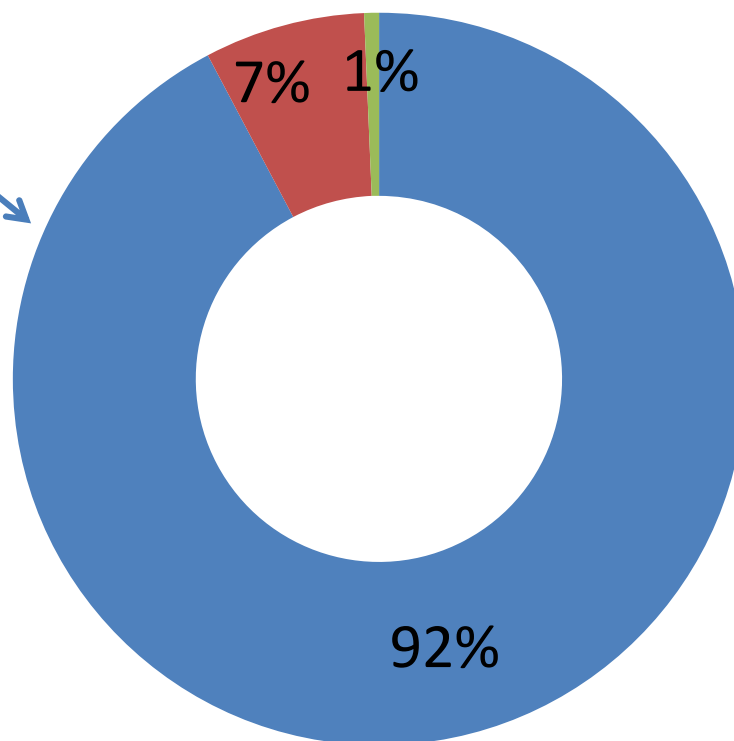
担当者の資格有無と連携先



有資格者は無資格者よりも、バランスよく他機関と連携をとっていた

専門的な助言・指導 (スーパーバイズ体制)

■ ない ■ 体制がある ■ 今後体制を整備する予定である



担当者への被害者支援にかかわる専門的指導体制なしが9割

ポイント1

担当職員数は、2名以上体制へ

- 担当職員数が2名以上だと、相談件数が増える。(調査結果より明らか)
- 被害者家族のなかにさまざまなニーズがある場合、広域支援が必要となる場合など、その対応は1名では難しい。
- 兼務であっても、2名以上いれば、窓口充実に向けて、知恵を出し合える。

ポイント2

「相談援助」業務経験あるいは、資格をもっている者の配置へ

有資格者や対人援助職としてキャリアのある者を窓口担当者とする事で、

- ✓ 相談ケースの増加につながる。
- ✓ 多機関との連携率が高まる。
- ✓ 様々な犯罪被害者支援に関連する事業の展開につながる。

ポイント3

各地方公共団体で、地域住民の犯罪被害相談を引き受ける意識をもつ

- 現在、民間被害者支援団体は都府県に1か所。
被害者の数パーセントしか対応できていない。
- 被害者のhelp-seeking(援助希求力)が低いことは多くの研究結果より明らか。「何をすればいいのか全く分からず、不安だった」➡ 実際は多岐にわたるニーズを抱えている。
- 行政が関与する保健福祉、居住サービス等の生活支援は住民に近い、地方公共団体窓口が行うのが適切。

ポイント4

出来ることから始める

※50件以上の相談が寄せられる窓口の分析結果より:

- 自治体**独自のリーフレット**などを作成してみる。
- 相談が多い窓口は、連携がとれている。
関係機関の挨拶回りを行うことでケースの相談に備える。
- **専門的な助言・指導のできる体制(スーパーバイズ体制)**を整える➡窓口担当者の不安などを軽減。
- 可能であれば**専任の担当者(専門職)**を確保。
(ただし専任1名より、兼務・複数名の方が相談実績あり。
また、担当歴が長い方がよい。)

C) 多機関連携に関する調査(2017年)

- 目的: 全国の被害者支援にあたる各部署の担当者の支援実態や意識、**連携における課題**等を明らかにする
- 対象: 「警察」「民間支援団体」「市区町村」「医療機関」「女性センター等」
- 方法: 質問紙調査 ➡ 335名から回答
- 調査期間: 2017年5月～6月

「連携するうえでの困難」 → 方策

① 「情報共有と個人情報の保護
など情報にかかわる困難」

- 関係機関の間で**情報共有に関する仕組み**やルールを設定

② 「相互の理解・知識不足や、
見解の違いから生じる困難」
③ 「担当者個人あるいは機関の
意識や力量の差による困難」
④ 「担当者間の信頼関係をつく
るうえでの困難」

- 顔の見える関係づくり
のため**定期的会議**の開催
催、**人事異動の工夫**(引継ぎの
書面化や期間を
ずらす異動など)

⑤ 「組織の制約、制度上の限界」
⑥ 「支援全体をコーディネートする
機関が必要」

- 社会資源の掘り起こし
や開発、**人員配置**、**コー
ディネーター機能**と役
割についての検討

提案

よりよい連携に向けて

- ◆ 支援担当者が定期的に集まり“顔の見える”関係⇒ 信頼関係を構築する
 - ✓ “途切れない”支援の重要性を共有
 - ✓ 互いの機関の機能をつねに確認
 - ✓ 支援における役割や責任を明確化
 - ✓ 情報共有のためのガイドラインを作成
- ◆ ケアマネジメントの発想に基づく体制整備
 - ⇒ コーディネート機関の必要

ポイント5

窓口での「情報提供」で大切なこと

- ◆単なる情報提供に終わらないように。
- ◆「たらい回し」の感を与えないように。
- ◆この社会資源(サービス)を使うことで、被害者の生活がどう変化する可能性があるか、サービスがどんな意味をもつのかをきちんと伝えなければ、情報がサポートの役割を果たさない。

被害者支援を学んだ 学生たちの声より

- 「**被害者の権利**がないがしろにされてきたことがよく分かった」
- 「制度はあっても使えなくては意味がない」
- 「被害者支援は、周りの人や専門職など、重層的な支援を想定すべき」
- 「もし自分や家族だったらと考えていきたい・・・」
- 「無知は**偏見**を呼び、重大な**二次被害**に繋がる」

参考： 調査結果の載っているWebページ

A)「犯罪被害者のための総合的支援システムの構築
－官民協働体制を目指して」 研究成果報告書

http://fujie-ito.com/research/research_2015.html

B)「平成 28 年度 地方公共団体における犯罪被害者
支援総合対応窓口調査」 報告書

http://kurashien.net/docs/20161130_report.pdf

C)「犯罪被害者等支援のための多機関連携に関する
調査」 報告書

http://fujie-ito.com/topics/pdf/topics_190508_01.pdf

ご清聴ありがとうございました
コロナ後を見据え、自治体の
被害者支援が充実することを
願っています

